

伊佐市農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月28日(金) 午前9時00分から9時58分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (22人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
4番委員	10番委員	1番推進委員	10番推進委員
5番委員	11番委員	2番推進委員	11番推進委員
6番委員	12番委員	3番推進委員	12番推進委員
7番委員		4番推進委員	13番推進委員
8番委員		6番推進委員	15番推進委員
9番委員		7番推進委員	
		8番推進委員	

4. 欠席委員 (4人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名 6番委員 7番委員
- 第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について
議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和2年度 第5回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。
利用状況調査が9月までということですが、非常に暑いですので体に気を付けて調査していただければありがたいと思います。

熱中症になられた方もいらっしゃいますので、水分を取って活動していただければと思います。

本日は2番農業委員が欠席で出席人数は10名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

6番農業委員と7番農業委員に、お願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料の1ページ農地法による解約が1件です。

2ページから8ページまで、農業経営基盤強化促進法による解約が27件、田56筆、畑5筆、合計61筆です。以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということで、報告第2号農地の利用目的変更について、お願いします。

事務局 9ページをお開き下さい。

報告第2号「農地の利用目的変更」につきまして、去る8月20日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請者は、伊佐市菱刈南浦に居住されている DKさん63歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字瀬戸口3100番1、地目は田、地積は835㎡の内、農機具用倉庫及び作業場として167㎡の届となっています。

転用に係る面積が167㎡ですが、農地法施行規則第29条第1項第1号農地の転用の制限の例外に基づく、農業用施設200㎡未満と言うことで、届出に該当します。

以上のことから、本届出は適切であると思われまことを報告いたします。

なお、農地法での届出が必要であることを知らずに平成10年に整備したとのことで顛末書付きでの届出になります。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」貸借に係る意見決定について説明いたします。
20ページの総括表をご覧ください。
期間は1年から20年で、面積は田140,632㎡、畑27,377㎡の計168,009㎡です。利用権を設定する者の数56名、利用権の設定を受ける者の数35名です。
土地の詳細につきましては、10ページから19ページのとおりです。
以上説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
		(全員挙手)
議	長	<p>全員挙手。 よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。</p>
		<p>————— 議案第2号 —————</p>
議	長	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。 整理番号1番から8番まで一括で報告をお願いします。 質問される方は、全ての報告終了後お願いいたします。 整理番号1番について、12番農業委員の報告を求めます。</p>
12番 農業委員		<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る8月24日に現地調査をいたしましたので、私12番が報告いたします。 申請人 OKさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は65歳です。 渡し人 KTさんは、鹿児島市真砂町に居住され、市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字郷原2868番1で、地目は田、地積は423㎡で所有権移転売買になります。 受人の経営面積は3,291㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>整理番号2番について、事務局の報告を求めます。</p>
事務局		<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、D委員が報告予定でしたが熱中症により本日</p>

欠席ですので、事務局が代わりに報告いたします。

申請人 SNさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は53歳です。

渡し人 YHさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市大口目丸字夫婦池1208番1外1筆で、地目は畑、地積は合計1,656㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、15,126㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、事務局の報告を終わります。

議長

整理番号3番について、8番農業委員の報告を求めまます。

8番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る8月24日に現地調査をいたしましたので、私8番が報告いたします。

申請人 NMさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は44歳です。

渡し人 THさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は87歳です。

申請地は、伊佐市大口小木原字大丸362番131で、地目は畑、地積は470㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は議案1号52番で父親より3,260㎡借受け利用権が設定されており、農地合計3,730㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等はリースになります。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めまます。

10番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る8月23日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。

申請人 IHさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は67歳です。
渡し人 KHさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は57歳です。
申請地は、伊佐市大口原田字先陣2314番で、地目は畑、地積は844㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は47,119㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約3.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号5番について、9番農業委員の報告を求めまます。

9番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきままして、去る8月26日に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたしまます。

申請人 YRさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は25歳です。

渡し人 MAさんは、岡山県浅口市鴨方町に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口原田字水流1206番1で、地目は田、地積は634㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は196,329㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号6番について、11番農業委員の報告を求めまます。

11番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきままして、去る8月20日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたしまます。

申請人 MHさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は62歳です。

渡し人 HSさんは、大阪府八尾市老原に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字中水流4324番11外1筆で、地目は田、地積は合計3,366㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は41,812㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約2.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号7番、8番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る8月25日に現地調査をいたしましたので、私5番が報告いたします。

申請人 TSさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は49歳です。

渡し人 ITさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は53歳です。

申請地は、伊佐市大口渕辺字轟ノ下3番1で、地目は田、地積は1,619㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は128,005㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約5.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

続きまして、整理番号8番につきまして、去る8月25日に現地調査をいたしましたので、私5番が報告いたします。

申請人 (有)R Iは、伊佐市大口山野に所在する農地所有適格法人です。

渡し人 ITさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は53歳です。

申請地は、伊佐市大口渕辺字轟ノ下23番1で、地目は田、地積は1,386㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は569,749㎡で取得可能面積であります。農業従事者は9名で、通作距離は約2.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

49 m²です。

2番の申請者は、伊佐市菱刈前目に居住されている HKさんです。

申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5168番で、地目は畑、地積は555 m²です。

3番の申請者は、横浜市港南区最戸に居住されている ONさんです。

申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5176番で、地目は畑、地積は4,397 m²です。

4番の申請者は、伊佐市菱刈前目に居住されている TKさんです。

申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5180番27で、地目は畑、地積は2,412 m²です。

除外目的は、株式会社 E 代表取締役 SKさんによる太陽光発電施設の設置となっており、申出者の鹿児島市伊敷の HYさんは同社の社員です。

立会人によると、代替え地として徳辺や前目の農地及び雑種地を数か所検討したが、話がまとまらず当該農地が今後農作物の作付け予定がないので、農地を転用し太陽光発電施設を設置したいとのことです。

また、虫食い状態になっているのは、他の農地も交渉したが相続ができず、買収交渉ができなかったとのことでした。

現況は一部に里いも等が作付けしてあるものの、耕作されていない畑や山林が混在する一団の農地の一角になります。

除外することで、農用地の集団化や農作業の効率化、担い手の利用集積への影響はないものと思われまます。

所在地は、菱刈小学校の北西約1.1 kmに位置し、当該農地を含む一団の農地は東西南北、山林や原野になっており、農振除外が周囲に与える影響はないものと思われまます。

添付書類として、農用地利用計画の変更に係る意見書、農用地利用計画変更申出書、委任状、全部事項証明書、位置図等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において除外は適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいいたします。以上で報告を終わります。

続きまして、番号5番から10番につきまして、去る8月24日、除外目的である太陽光発電施設を設置する 株式会社 E 業務管理統括責任者 TSさん立会いのもと、2番推進委員、10番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。

なお、除外目的が太陽光発電施設設置で申出者が同一ですので、5番から10番まで一括で報告いたします。

5番の申請者は、伊佐市菱刈前目に居住されている YKさんです。

申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5162番外1筆で、地目は畑、地

積は合計3, 221㎡です。

6番の申請者は、岡山市中区原尾島に居住されている AHさんです。
申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5164番1で、地目は畑、地積は409㎡です。

7番の申請者は、伊佐市菱刈前目に居住されている TAさんです。
申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5164番で、地目は畑、地積は1,309㎡です。

8番の申請者は、大阪市東淀川区下新庄に居住されている MMさんです。

申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5175番1で、地目は畑、地積は621㎡です。

9番の申請者は、伊佐市菱刈前目に居住されている MKさんです。
申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5175番3で、地目は畑、地積は723㎡です。

10番の申請者は、伊佐市菱刈前目に居住されている MMさんです。
申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5178番で、地目は畑、地積は3,260㎡です。

除外目的は、株式会社 E 代表取締役 SKさんによる太陽光発電施設の設置となっており、申出者は鹿児島市鷹師に所在する 株式会社 E 代表取締役 SKさんです。

以下、立会人による説明、現況の報告、添付書類については、1番から4番と同じですので割愛いたします。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において除外は適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

続きまして、番号11番から13番につきまして、去る8月24日、除外目的である太陽光発電施設を設置する 株式会社 E 業務管理統括責任者 TSさん立会いのもと、2番推進委員、10番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。

なお、除外目的が太陽光発電施設設置で申出者が同一ですので、11番から13番まで一括で報告いたします。

11番の申請者は、伊佐市菱刈前目に居住されている MHさんです。
申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5163番2で、地目は畑、地積は702㎡です。

12番の申請者は、伊佐市菱刈前目に居住されている MTさんです。
申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5165番1で、地目は畑、地積は702㎡です。

13番の申請者は、伊佐市菱刈前目に居住されている TAさんです。

申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5 1 7 5番2で、地目は畑、地積は4 7 2 m²です。

除外目的は、株式会社 E 代表取締役 SKさんによる太陽光発電施設の設置となっており、申出者の鹿児島市坂之上の KKさんは同社の社員です。

以下、立会人による説明、現況の報告、添付書類については、割愛いたします。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において除外は適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

続きまして、1 4番の申請者は、伊佐市菱刈前目に居住されている KKさんです。

申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5 1 6 5番で、地目は畑、地積は1, 7 3 0 m²です。

除外目的は、株式会社 E 代表取締役 SKさんによる太陽光発電施設の設置となっており、申出者の鹿児島市皇徳寺台の TSさんは同社の社員です。

以下、立会人による説明、現況の報告、添付書類については、割愛いたします。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において除外は適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番から1 4番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番から1 4番は、意見が決定いたしました。

議 長 整理番号1 5番について、事務局の報告を求めます。

事務局

2番委員に代わり事務局の方で報告いたします。

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定についてのうち、整理番号15番につきまして、去る8月24日、申請人の代理人 NOさん立会いのもと、13番農業委員、13番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口目丸に居住されている MNさんで、年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市大口目丸字原ノ後943番5で、地目は畑、地積は73㎡です。

所在地は、伊佐湧水消防本部から東へ約500mに位置し、現況は耕作地となっており、東側は畑、西側、南側は道路を挟んで田、北側は山林で、除外後、隣地に宅地建設の予定があり、そのため駐車場を整備しようと計画されています。

除外後の農用地の集団化、農作業の効率化への影響はないものと思われま

す。
添付書類として、農政課からの農用地利用計画の変更に係る意見書、農用地利用計画変更申出書、地積図、全部事項証明書、委任状が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上、2番委員に代わり事務局の報告を終わります。

議長

事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号15番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。

よって整理番号15番は、意見が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定について、申請件数15件について、15件の意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、去る8月24日、申請人の代理人 T行政書士さん立会いのもと、6番推進委員、私8番農業委員の2名で共同調査をしましたので、8番が報告いたします。

申請人 KTさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は59歳です。

申請地は、伊佐市大口小木原字中畑995番6で、地目は畑、地積は214㎡です。

転用目的は駐車場及び農機具置場で、農地区分は第2種農地その他の農地となっております。

所在地は小木原簡易郵便局から南西へ約300mに位置し、東西南北、宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について、1件が処分決定しました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番、2番については譲受人が同一で関連事業のため、一括で報告をお願いします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番、2番について一体事業になりますので、一括で報告いたします。

去る8月24日、申請人の(株)F-K 代表取締役 KKさん立会いのもと、1番推進委員、14番推進委員、事務局の3名で共同調査を行いましたので、事務局が報告いたします。

整理番号1番、2番の譲受人は、伊佐市菱刈南浦に所在する(株)F-K 代表取締役 KKさんで農地所有適格法人です。

整理番号1番の譲渡人は、沖縄県那覇市おもろまちに居住されているNHさんで、市外住民で年齢は61歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字寺山3367番2で、地目は畑、地積は1,398㎡です。

整理番号2番の譲渡人は、伊佐市菱刈南浦に居住されているHHさんで、年齢は80歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字寺山3366番1外1筆で、地目は畑、地積は合計2,272㎡です。

一体事業として、3,670㎡になります。

転用目的は農業用倉庫、農地区分は農用地区域内農地で、所有権移転売買となります。

所在地は、本城小学校より南西へ約800mに位置しており、東側は農道を挟んで田と畑、西側は山林、南側は公衆用道路を挟んで田、北側は畑で周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひい

たします。以上で報告を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番、2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番、2番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号3番について、事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る8月24日、申請人 A株式会社 Aさん立会いのもと、13番農業委員、13番推進委員、2番農業委員の3名で共同調査をしましたが、本日2番委員が欠席のため事務局が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市西別府町に所在する A株式会社 代表取締役 T Tさんで一般法人です。

譲渡人は、霧島市国分福島に居住されている NHさんで、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口大田字八幡山1546番1で、地目は畑、地積は587㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買であります。

所在地は、郡山八幡駐車場から南に隣接しており、東側は道路、西側は山林、南側は宅地、北側は駐車場で周囲に与える影響はないと思われま

す。太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量111.56kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号4番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る8月24日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、12番推進委員、15番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、茨城県つくば市今鹿島に所在する UC株式会社 代表取締役 KKさんで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口針持に居住されている SYさんで、年齢は62歳です。

申請地は、伊佐市大口針持字前山3686番で、地目は畑、地積は1,362㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買であります。

所在地は、針持小学校から南へ約2.5kmに位置し、北側は畑、東側は山林、西側は宅地、南側も宅地で周囲に与える影響はないと思われま

す。太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数204枚、設置容量98.76kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委

任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番、6番については、譲受人が同一で関連がありますので一括で報告をお願いします。12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番、6番について、去る8月24日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、4番推進委員、9番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、12番が報告いたします。

譲受人は、岡山県岡山市北区今四丁目に所在する 株式会社Sで、一般法人です。

整理番号5番の譲渡人は、霧島市国分野口西に居住されている YYさんで、市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字坂ノ下1628番で、地目は畑、地積は827㎡です。

整理番号6番の譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されている KHさんで、年齢は86歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字坂ノ下1626番1で、地目は畑、地積は834㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買であります。

所在地は、伊佐市市役所菱刈庁舎より北東へ約2.0kmに位置しており、南側は道路、東側は宅地、北側は山林、西側は宅地で周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数283枚、設置容量104.71kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番、6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番、6番は、処分決定いたしました。

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数6件について、6件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。
整理番号1番、2番について、一括で報告をお願いします。
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第6号非農地証明願についてのうち、整理番号1番につきまして、去る8月20日、〇土地建物取引士立合いのもと、事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人 NSさんは、始良市東餅田に居住され、土地の所有者は父のNYさんです。

申請地は、伊佐市大口堂崎字坂ノ下589番43外1筆、地目は畑、地積は合計559㎡です。

所在地は、羽月小学校から南東へ約0.7kmに位置し、東側は田と山林、西側は宅地、南側は畑、北側は山林となっています。

非農地になった時期及び理由としては、昭和51年月日不詳、先代が農地法を知らずに倉庫・工場を建設して以来、宅地として利用しており、今後も農地として利用する予定がない事から今回非農地証明を願い出るものです。

調査の結果、この申請については農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図、委任状等が提出されています。

委員皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

続きまして整理番号2番につきまして、去る8月20日、A行政書士立合いのもと、事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人 MMさんは、伊佐市菱刈川南1930番地に居住されています。

申請地は、伊佐市菱刈川南字十二和石1784番1、地目は田、地積は187㎡です。

所在地は、本城保育園から南東へ約1.2kmに位置し、東側は公衆用道路、西側、南側は転用地、北側は田となっています。

非農地になった時期及び理由としては、昭和55年月日不詳、県道整備の際に分筆された残地で分筆により土地の形状、周辺状況が悪化し、生産性が低くなったため耕作を放棄し現在に至っています。

調査の結果、この申請については農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図、委任状等が提出されています。

委員皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番、2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番、2番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 議案第6号「非農地証明願」について2件申請のうち2件の許可が決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

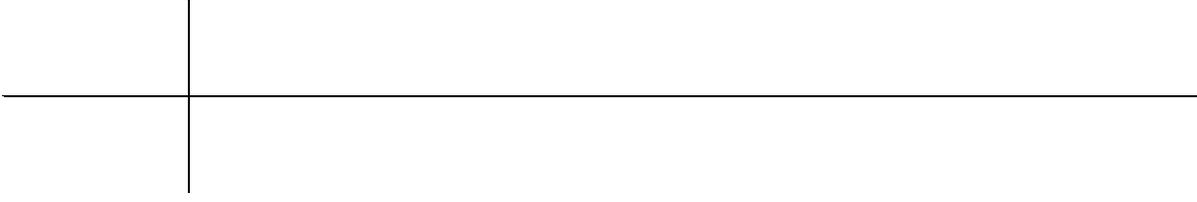
事務局 総会資料の最終ページをお開きください。8月の月例報告をします。
5日、8月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。
24日、現地調査を一斉にしております。28日、本日は第5回農業委員会総会です。
9月の行事予定ですが、4日に9月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。23日が現地調査です。29日が第6回農業委員会総会です。
月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

事務局 以上で、令和2年度 第5回農業委員会総会を終わります。
姿勢を正してください。
一同礼。

おつかれ様でした

【終了時間 午前9時58分】



前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 6 番

伊佐市農業委員 7 番